

幼児教育 マメ知識 ②

次回は 3月29日掲載予定

「幼児教育・保育の無償化」の制度で受けられる支援とは?



会津若松市
学校法人若松幼稚園理事長
認定こども園若松第三幼稚園園長

玉川 祐嗣

この制度は保護者の負担軽減を目的として、保育利用料月額11,000円(上限)の計37,000円までが無償になります。
①私立幼稚園は満3歳から対象となり、月額保育料25,700円

ります。(ただし、延長保育利用料を除く)
③認可外保育施設は3~5歳が対象で、月額37,000円まで

無償となります。
なお、①~③の利用については、「給付認定申請書」の提出が必要になります。

ります。(ただし、延長保育利用料を除く)
③認可外保育施設は3~5歳が対象で、月額37,000円まで無償となります。
なお、①~③の利用については、「給付認定申請書」の提出が必要になります。

園には、子ども一人ひとりの成長を記録し、日々の保育計画を立てて子どもたちがよりよく成長するようになります。

「うちの子の場合はどうな支援が受けられるの?」というご家庭向タートしました。主な内容は次のとおりです。
②認定こども園・保育所は3~5歳が対象で、利用料が無償にな

うつくしま 教育と子育ての“森”づくり
一般財団法人 福島県幼児教育振興財団
事務局／福島市飯坂町平野字東原4-10
TEL024-542-9321 FAX024-542-9319

